

「指定電気通信設備制度の見直し」 に関する意見

平成19年4月20日

株式会社ケイ・オプティコム

指定電気通信設備制度の見直しの方向性について

IP化の進展に伴い、水平／垂直的な市場統合が進展していく中、様々なサービススキームが登場する可能性があることから、既存の指定電気通信設備制度の見直しを検討していくことは有効であると考えます。

また、通信市場の競争状況を調査／分析する競争評価制度とリンクして、指定電気通信設備制度の運用を行うことも賛同いたします。

ただし、本格的な指定電気通信設備制度の見直しは、NGNを基盤とした商用サービスの実態に合わせて行うべきですし、また、NTT再々編成の在り方とも連携して検討を行うべきと考えます。

そこで今回は、「公正競争を確保するために必要なドミナント事業者に対する措置」という観点から意見を述べさせていただきます。

現行のドミナント規制の問題点について

■ 第一種指定電気通信設備の制度の問題点

	内 容	問題点
サービス規制	<ul style="list-style-type: none"> 指定電気通信役務：保障契約約款（特定電気通信役務：プライスカップ規制） 	<ul style="list-style-type: none"> ■ IP化に伴い、共通ネットワークを利用したサービスが増加。設備規制（接続関連規制）と独立したサービス規制の強化が必要。 ⇒ 共通ネットワーク化に伴うサービス規制の強化
行為規制	<ul style="list-style-type: none"> 特定業務以外への情報流用の禁止 各事業者の公平な取扱い 設備製造業者・販売業者の公平な取扱い 特定関係事業者との間のファイアウォール 	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTTのグループ一体となった事業運営が強化されている中、行為規制の強化、及び規制対象事業者の拡大が必要。 ⇒ 行為規制の強化
接続関連規制	<ul style="list-style-type: none"> 接続約款の認可 接続料の算定方法等に関する法定要件 接続会計の整理 	<ul style="list-style-type: none"> □ 役務別会計や接続会計の透明性の確保が必要。（別の委員会等で議論されている課題）

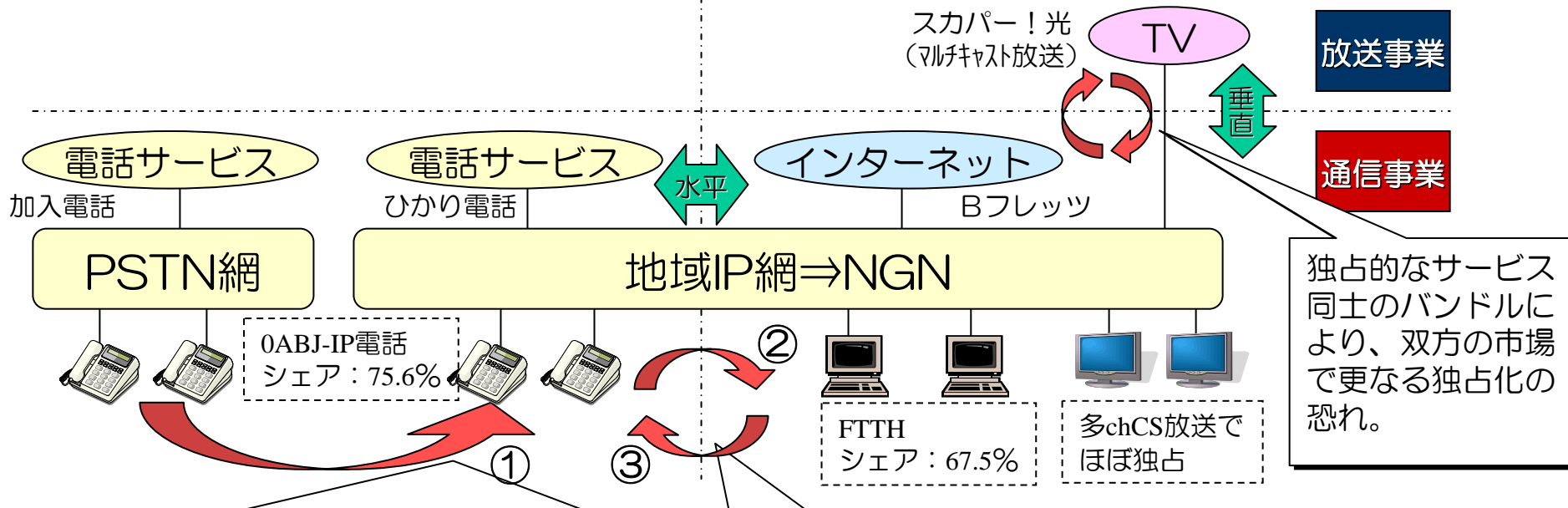
■ その他の制度の問題点

	内 容	問題点
公取・共同がドライン	行為規制（禁止行為）の類型化・例示	—
活用業務がドライン	地域通信市場における市場支配力のレバレッジの防止	<ul style="list-style-type: none"> ■ NTT東西は、活用業務制度を活用して旧独占時代と変わらないサービスを提供。 ⇒ 活用業務制度の見直し
その他	NTTグループに係る構造的措置等に伴う公正競争確保のための措置	—

市場支配力を梃子にした水平／垂直市場へのサービス展開例

- NTTひかり電話は、NTT加入電話の代替サービスとして提供するとともに、指定電気通信役務であるBフレッツの加入が条件に。
- スカパー！完美ト・コミュニケーションズは、NTTのBフレッツ上での統合的な放送体制の整備とNGNを活用したマルチキャスト放送の全国展開計画を発表。
- 指定電気通信役務の独占的な顧客力・ブランド力により、水平／垂直双方の市場において、顧客の囲い込みが行われる恐れあり。

➡ **FTTH、NGNを利用した多種多様なサービスがバンドル化して提供されることになり、NTT独占化が進む。**



- ①固定電話の独占的な顧客力やブランド力を梃子に、OABJ-IP電話にマイグレーション。
- ②ひかり電話の利用に伴い、Bフレッツの加入が促進（Bフレッツの加入が条件）。
- ③Bフレッツの加入者シェアを梃子に、更なるひかり電話へのマイグレーションが促進。

共通ネットワーク化に伴うサービス規制の強化

FTTH、NGN等のIP化された共通ネットワーク基盤の出現により、ネットワークを共用した様々なサービスが提供可能に。

これまでは設備とサービスの関係が比較的一意に決まったことから、指定設備に対する規制で非対称規制は効果を上げたが、今後、共通的なネットワーク利用の増加に伴い、サービス規制を強化していくべき。

問題点①

- 指定電気通信役務の顧客力・ブランド力等を梃子にした新たな市場へのサービス展開により、あらゆる垂直／水平の両市場において公正競争が阻害される。

- 
- NTT東西の業務範囲拡大（活用業務）をこれ以上認めるべきではない。
 - 指定電気通信役務（特にBフレッツ）とバンドル化して提供されるサービスに対しても規制をかけるべき。

問題点②

- 指定電気通信役務に対する主なサービス規制は保障契約約款の制定のみ。
- 役務別会計でも、大括りの収支表のみが報告されているだけであり、顧客獲得費用なども含めると、適正な利用者料金で提供しているか疑問。

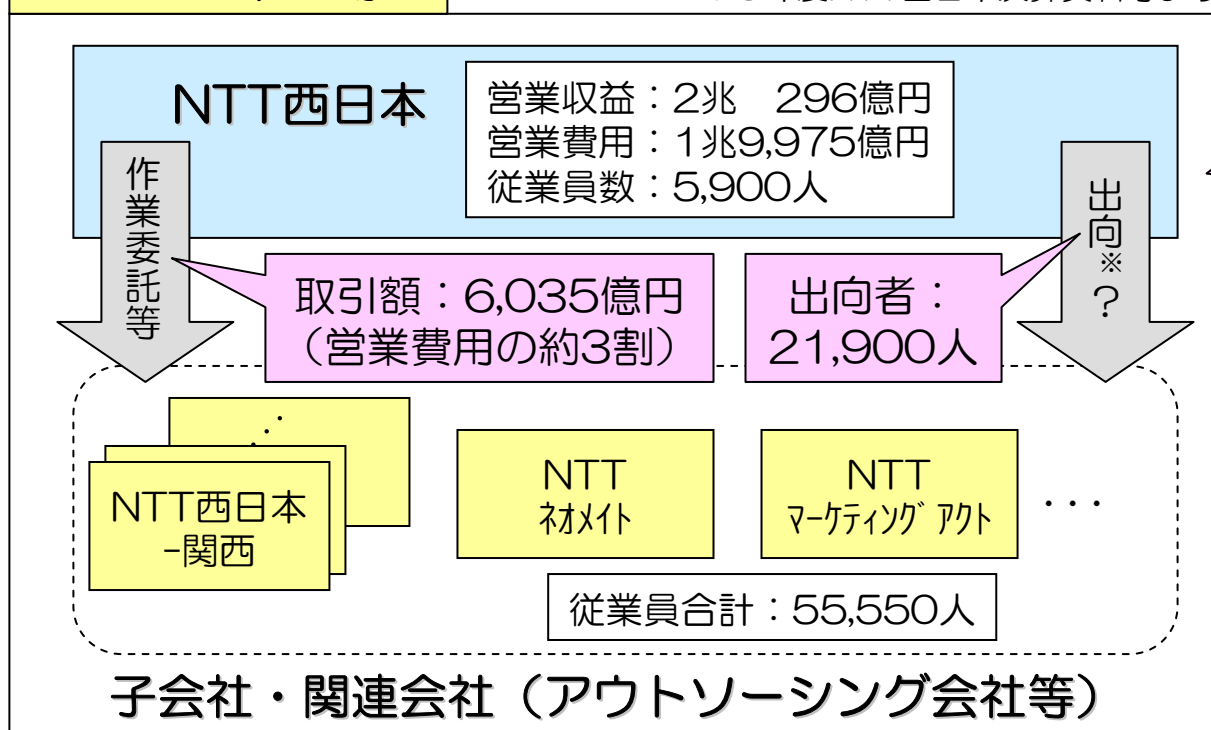
- 
- 接続料をベースとした、利用者料金の適正性をチェックすべき。特に、過度なキャンペーン費用等も勘案したチェック機能が必要。

行為規制の強化について

NTTグループ中期経営戦略において、グループ一体となった事業運営を行っていくことを明言。

NTT西日本の場合

05年度NTT西日本決算資料等より



実際に、グループ一体となって業務運営を行っていることは明らか。
しかし、行為規制の対象はNTT東西に対してのみ……。

※ 具体的な出向先は不明

NTT東西が構築するとされているNGNにより、NTTグループの影響力は、通信市場だけでなく、コンテンツプロバイダー等の上位レイヤーなど、様々な市場に波及していく危険性大。

現状の行為規制をNTT東西の全ての子会社（例えば資本比率50%以上）に対して適用すべき。

活用業務制度の見直しについて

活用業務制度の問題点

- ・NTT東西は、活用業務制度により、本来業務の地域電気通信業務から広範に事業領域を拡大し、活用業務が実質的な主力業務に。
(NTT再編成の趣旨が没却)
- ・短期的には利用者利便性の向上になったとしても、中長期的には公正競争を阻害し市場独占状態となる可能性が高く、更なる利用者利便性の向上や料金の低廉化を損なう可能性大。
(既にBフレッツ、ひかり電話では寡占化)

営業実態

① **キャッシュ攻勢**

(販売促進費の大量投入)

② **電話攻勢**

(複数代理店による電話勧誘)

③ **値下げ攻勢**

(「光ぐっと割引」キャンペーン)

- ・ 活用業務ガイドラインは本当に遵守されているのか？
- ・ NTT東西の「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」は、NTTグループ全体として遵守状況を監査しているのか？

NTT東西による活用業務申請内容（戸建ユーザ向けIP電話）

「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」

～平成16年11月9日付け西企画第173号に記載～

- 1 ネットワークのオープン化
- 2 ネットワーク情報の開示
- 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
- 4 営業面でのファイアウォール

（略）

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

- 5 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

（略）

営業活動に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。（略）

- 6 関連事業者の公平な取扱い

- 7 実施状況等の報告

1～6の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

活用業務ガイドラインにおける
公正競争確保のための7つのパラメータ
に対する措置として申請

総務省殿においても、NTT東西が活用業務を実施する上で申請した内容を本当に遵守しているのか、恒常的にチェックし、その結果を公表していただきたい。

おわりに

- IP化の進展、特にNTT-NGNの商用サービス化により、日本の通信市場のサービススキームは大きな変革を迎えることになる。
- そうした中、NTTはグループ体となった業務運営を強化しており、あらゆる通信市場において、今後更なる寡占化が進む恐れがある。
- したがって、NTT再編時の趣旨を鑑み、今後の通信市場における公正競争環境の確保に向けた実効ある規制政策の検討を早急にお願いしたい。

参 考

参考1 戸建て住宅ユーザ向けIP電話の活用業務認可条件

「電気通信事業の公正な競争を確保するために講ずる具体的な措置」～平成16年11月9日付け西企画第173号～

- 1 ネットワークのオープン化
- 2 ネットワーク情報の開示
- 3 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性確保
- 4 営業面でのファイアーウォール

従来から、営業面でのファイアーウォールについては、以下のとおり所要の措置を講じており、今後とも公正な競争が阻害されることのないよう配慮することとし、営業面でのファイアーウォールを確保していく考えである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
 - i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。等

また、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控える考えである。

5 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

本業務に関する収支については、IP電話サービスに関する収支を電気通信事業会計規則に準じた配賦計算により分計することにより、その他のサービスに関する業務と会計を分計する考えである。

なお、営業活動に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、原則、直接賦課の方法による費用配賦を行い、それが不可能な場合においても、商品別の稼働時間、訪問・取扱件数、新規獲得件数等に基づいた適切な配賦基準により、その他のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

更に、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び小売コストの合計額により算定することとしているため、競争阻害的な料金設定となっていないと考える。

6 関連事業者の公平な取扱い

7 実施状況等の報告

1～6の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

参考2 近畿2府4県における光ファイバ加入者回線シェア

近畿2府4県は、NTT西日本の光ファイバ加入者回線シェアが全国平均に比べて低い。

ただし、近畿の中でもNTT西日本による「ぐっと割引」提供地域（京都府、大阪府、兵庫県）は、他3県よりNTT西日本のシェアが高くなっている。

府県名	加入者回線に占めるNTT東西のシェア	
	全体	光ファイバのみ
滋賀県	91.4%	40.3%
京都府	95.2%	57.5%
大阪府	91.6%	66.7%
兵庫県	91.6%	53.3%
奈良県	91.6%	48.5%
和歌山県	90.7%	51.1%
全国（平均）	93.8%	78.6%

NTT西
ぐっと割引
提供地域

参考3 NTT持株会社の内部統制システムの基本方針

内部統制システムの整備に関する基本方針

NTTグループは、「企業としての社会的責任を自覚しつつ、社会の持続的な発展に貢献していく」ことを基本姿勢として経営に取り組んできたところであり、今後とも、**情報通信事業の責任ある担い手として、コンプライアンス(法令遵守)や、個人・顧客情報の保護などを徹底**し、ブロードバンド・ユビキタスサービスの提供等の業務を取締役や社員が適正に実施することを通じ、少子高齢化問題、介護・医療問題、エネルギー・環境問題等、社会的課題の克服に向けて積極的に貢献していくこととする。

NTTは、これらのミッションを果たすため、**グループ各社に対して適宜適切な助言・あっせんを実施**するなど効果的なグループ経営を行っていくこととし、以下の通り内部統制システムの整備を行なう。

I. 内部統制システムの整備に関する基本的考え方

1～3 (略)

4. **社長は業務執行の最高責任者**として、内部統制システムの整備及び運用について責任をもって実施する。

II. 内部統制システムに関する体制の整備

1. 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. ビジネスリスクマネジメントに関する規程その他の体制
3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理に関する体制

5. **NTTグループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、NTTグループ会社間の取引については法令に従い適切に行うことはもとより、NTTグループが適正な事業運営を行ない、グループとしての成長・発展に資するため、**グループ会社において以下の取り組み**を行う。

(1) 危機発生時の親会社への連絡体制を整備する。

(2) 不祥事等の防止のための社員教育や研修等を実施する。

(3) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する体制を整備する。

(4) 親会社へ定期的に財務状況等の報告を行なう。

(5) 親会社の内部監査部門等による監査を実施する。

6. 監査役の職務を補助すべき社員に関する事項及びその社員の取締役からの独立性に関する事項

7. 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

参考4 内部統制システム整備に関する法令

■会社法

(取締役会の権限等)

第三百六十二条 1～3 (略)

4 取締役会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を取締役に委任することができない。
一～五 (略)

六 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める**体制の整備**

5 大会社である取締役会設置会社においては、取締役会は、前項第六号に掲げる事項を決定しなければならない。

■会社法施行規則

(業務の適正を確保するための体制)

第百条 法第三百六十二条第四項第六号に規定する**法務省令で定める体制は、次に掲げる体制**とする。

- 一 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

五 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

2 (略)

3 (略)